

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月24日(水) 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (8人)

会長	1番	星山隆啓
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	10番	松長護

農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番	河原功
	嵯峨地区	12番	大岩和久
	宮前東地区	13番	池田吉信
	宮前西地区	14番	中野實

4. 欠席委員 (2人)

2番	山本光雄
9番	大仲香織

欠席推進委員(0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告第8号 農地法第5条許可による工事完了証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和元年7月総会を開会いたします。

書記の栗原ですが、徳島市内で開催の職員研修に出席のため欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

本日、山本光雄会長職務代理者と大仲香織委員より欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、8名で過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なし)

それでは、3番 日下正人委員、4番 笠井博美委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の山本利也さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第15号の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案1件でございます。議案第15号は、地権者から借人に直接権利を設定する件が1件です。

佐那河内村長より令和元年7月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が1件で、面積は、159㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]177番29、現況畑、159㎡、で、利用目的はみかんです。始期は令和元年8月1日から終期は令和2年7月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

5 番 場所は、丸田中央線のほぼ頂上になります。[]さんという家があります。みまつ神社へ行って根郷の方に行く道があります。上半分は[]

さんがユウカリ作っています。下半分が今回の■■■さんが早生みかん作っています。再設定で問題無いと思います。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

5 番 ■■■さんが昔ハウスみかんしていた所です。道のすぐ下がユウカリで、その下半分がみかんです。

議 長 ■■■さんって、百姓やってないのですね。

議 長 それでは、議案第15号について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので議案第15号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第16号の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。議案第16号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案1件で、所有権の移転に関する件です。

譲渡人の住所、氏名は、■■■■■さんで、申請の理由は後継者への部分贈与であり、譲受人の住所、氏名は、■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■70番、現況畑、9.91㎡、■■■■■74番1、現況畑、152㎡、■■■■■74番2、現況畑、3.30㎡、■■■■■75番1、現況田、552㎡です。

また、本件につきましては、譲受人の耕作状況について農業委員会が定める別段の面積を超えています。取得後の耕作等の事業に供すべきすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離など問題はありません。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

10番 場所は、嵯峨橋渡月からお寺の方にずっと上がって行って、四つ角になっていて、それを下の方左の方に降りて行ったら現地につきます。4筆あるんですけど、家の周り前と横と裏と少しだけ上に行った所です。

■■■■■さんと、■■■■■さんは親子です。お父さんが亡くなって相続ということで、土地の名義変更しました。この分だけ■■■■■さんの名義になっていましたので生前贈与という形で今回に至りました。問題無いと思います。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

写真にある、田んぼは違いますよね。

事務局長 田んぼが75-1です。

議 長 それでは、議案第16号について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局長 農地法第5条許可に伴う工事完了証明願が1件ございましたのでご報告いたします。工事完了証明願の申請がありましたら、現地確認を行いまして会長名により工事の完了を証明し、その証明書を法務局へ提出することにより農地から農地以外へ転用できることとなります。ただし、今般、農地転用許可に係る審査体制の充実が徳島県より通知されてまいりました。通知の内容は『資材置き場や駐車場等、建築物の整備を伴わない転用については、許可目的のとおり十分に利用されていることが確認できた場合に限り、工事完了証明書を交付することとしており、知事が許可を行う事案では、6か月の利用状況を確認した上で証明書を交付することとしています。』ということでございます。そこで、今回の工事完了証明願の申請人の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんで、土地の所在地は、XXXXXXXXXX14番2、現況 畑、3.69㎡、XXXXXXXXXX14番6、現況 田、355㎡、XXXXXXXXXX16番1、現況 畑、37㎡、XXXXXXXXXX17番、現況 田、112㎡、XXXXXXXXXX18番1、現況 畑、77㎡で、転用目的は貸駐車場となっております。平成30年11月21日付けで県から転用の許可を受け、令和元年7月9日付けで工事完了証明願の提出がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、同年7月11日付けをもって事務局長専決により書類を受理しております。そして、翌7月12日に事務局におきまして現地の確認を行いましたので、証明書の発行は7月12日から6か月後の令和2年1月14日となります。以上ご報告いたします。

議長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年7月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 日下 正人

佐那河内村農業委員会委員 笠井 博美